

議案第64号

関市都市公園条例の一部改正について

関市都市公園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年12月1日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

中池公園陸上競技場の使用料の改定等をするため、この条例を定めようとする。

関市都市公園条例の一部を改正する条例

関市都市公園条例（昭和48年関市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「、野外ステージ」を削る。

別表第1その1の表中中池公園の部野外ステージの項を削り、同部球技場の款会議室の項の次に次のように加える。

更衣室A、更衣室B		1,000	1,000	2,000
更衣室C、更衣室D		1,000	1,000	2,000
審判更衣室		800	800	1,600

別表第1その1の表備考4を削り、同表備考5の表を次のように改める。

区分	中池公園球技場		
	会議室	審判更衣室	本部室
冷暖房料（円）	300	300	400

別表第1その1の表備考5を同表備考4とし、別表第1その2の表中池公園の部に次のように加える。

テニスコート管理棟	400	400	400	400	400	1,600	400	400
-----------	-----	-----	-----	-----	-----	-------	-----	-----

別表第1その2の表備考に次のように加える。

- 3 使用者が冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、次の額を徴収する。

区分	中池公園テニスコート管理棟
冷暖房料（円）	300

別表第1その4の表中池公園の部陸上競技場の款グラウンドの項中「グラウンド」の次に「（全面）」を加え、同款に次のように加える。

外面（芝生部分以外）	3,500	3,500	7,000	3,500
会議室A	800	800	1,600	800
会議室B	800	800	1,600	800
会議室C	800	800	1,600	800
会議室D、放送室	400	400	800	400

情報処理室	400	400	800	400
更衣室A	1,000	1,000	2,000	1,000
更衣室B	1,000	1,000	2,000	1,000

別表第1その4の表備考3の表グラウンドの項中「グラウンド」の次に「(全面)」を加え、同表に次のように加える。

外面(芝生部分以外)	1,000
------------	-------

別表第1その4の表備考4中「陸上競技場の」及び「北、中及び南の各1箇所」を削り、「2,000円」を「3,000円」に改め、同表備考5の表以外の部分を次のように改める。

- 5 この表の規定にかかわらず、個人がこの表に掲げる施設を使用する場合の使用料(以下「個人使用料」という。)は、1人1回につき次の額とする。ただし、この表に規定する使用料を支払う者がグラウンドの全面又は中面を使用するときは、個人での使用はできないものとする。

別表第1その4の表備考に次のように加える。

- 7 使用者が冷暖房設備を使用する場合は、1時間につき、次の額を徴収する。

区分	中池公園陸上競技場				
	会議室A	会議室B	会議室C	会議室D、放送室	情報処理室
冷暖房料(円)	300	300	300	200	200

- 8 1階シャワー室の使用料は、5分につき100円とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。ただし、別表第1その4の表の改正規定(同表備考4及び備考5に係る部分を除く。)は、平成30年3月18日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の関市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。